

第百二十五回国会 衆議院 議院運営委員会国会法改正等に関する小委員会議録 第一号

本小委員会は平成四年十月三十日(金曜日)委員会において、設置することに決した。
十月三十日
本小委員会は委員長の指名で、次のとおり選任された。

中西 啓介君 与謝野 馨君
奥田 幹生君 藤井 裕久君
大島 理森君 虎島 和夫君
阿部未喜男君 森井 忠良君
山下八洲夫君 貝沼 次郎君

十月三十日
中西啓介君が委員長の指名で、小委員長に選任された。

平成四年十一月二十七日(金曜日)

午後一時三十分開議

出席小委員

小委員長 中西 啓介君

与謝野 馨君

藤井 裕久君

虎島 和夫君

森井 忠良君

貝沼 次郎君

小委員外の出席者

議院運営委員 東中 光雄君

議院運営委員 伊藤 英成君

事務局長 緒方信一郎君

衆議院法制局第一部長 内田 正文君

本日の会議に付した案件

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案起草の件
行為規範の一部改正の件
衆議院政治倫理審査会規程の一部改正の件

○中西小委員長 これより国会法改正等に関する小委員会を開会いたします。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案起草の件、行為規範の一部改正の件及び衆議院政治倫理審査会規程の一部改正の件につきまして御協議願います。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案
行為規範の一部を改正する規則案
衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案

〔本号末尾に掲載〕

○中西小委員長 それでは、これより懇談に入ります。

〔午後一時五十分懇談に入る〕
〔午後三時三十分懇談を終わる〕

○中西小委員長 それでは、これにて懇談を閉じさせていただきます。

○中西小委員長 それでは、これにて懇談を閉じさせていただきます。

○中西小委員長 それでは、これにて懇談を閉じさせていただきます。

○中西小委員長 それでは、これにて懇談を閉じさせていただきます。

午後三時三十分散会

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

(資産等報告書の提出)

第二条 国会議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により国会議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

一 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。を含む。))所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合、その旨

二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となつて土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合、その旨

三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

四 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、貯金(普通貯金を除く。及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。))

貯金を除く。預金、貯金及び郵便貯金の額

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

六 有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二項及び第二項に規定する有価証券に限る。))種類及び種類ごとの額

面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額)

七 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が百万円を超えるものに限り。種類及び数量

八 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することのできるものに限り。)) ゴルフ場の名称

九 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)) 貸付金の額

十 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)) 借入金の額

2 国会議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなつた前項各号に掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

(所得等報告書の提出)

第三条 国会議員(前年一年間を通じて国会議員であつた者(任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙により再び国会議員となつたものにあつては、当該国会議員でない期間を除き前年一年間を通じて国会議員であつた者)に限る。))は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者

で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙により再び国会議員となったものにあつては、同月一日から再び国会議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならぬ。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実)

イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第二十一条第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。)

ロ 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて両議院の議長が協議して定めるもの

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(関連会社等報告書の提出)

第四条 国会議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解

散による選挙により再び国会議員となったものにあつては、同月二日から再び国会議員となつた日から起算して三十日を経過する日までの間に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならぬ。

(資産等報告書の保存及び閲覧)

第五条 前三条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを受領した各議院の議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して七年を経過する日まで保存しなければならない。

二 何人も、各議院の議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(細則)

第六条 この法律に定めるもののほか、国会議員の資産等の公開に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

(地方公共団体における資産等の公開)

第七条 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)の資産等の公開については、平成七年十二月三十一日まで、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づき国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

附則

一 この法律は、平成五年一月一日から施行する。

二 この法律の施行の日において国会議員である者は、同日において有する第二条第一項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日まで、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

三 前項の規定により提出された資産等報告書については、第五条の規定を準用する。

理由

政治倫理の確立を期し、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行為規範の一部を改正する規則案

行為規範の一部を改正する規則案
行為規範(昭和六十年六月二十五日議決)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 企業又は団体の役員に就いている議員は、当該企業又は団体に関し政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定により関連会社等報告書を提出すべき場合を除き、当該企業又は団体の名称、役職等を議長に届け出なければならない。

第三条第一項中「報酬」の下に「(自己の事業に係るもの及び金額が年間百万円以下のもものを除く。次項において同じ。)」を加える。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附則

この規則は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の施行の日から施行する。

理由

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案
衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程

衆議院政治倫理審査会規程(昭和六十年六月二十五日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「委員の申立て」の下に「又は議員の申出」を、「行為規範」の下に「その他の政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令(以下「行為規範等」という。)の規定」を加える。

第二条第二項中「行為規範」を「行為規範等の規定」に改め、同条第三項中「委員」を「出席委員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 審査会は、政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして議員から第一条の審査の申出があつたときは、当該申出に係る事実を審査しなければならない。

第三条中「審査の申立てをされた議員」を「第二条の申立てをされた議員又は前条の申出をした議員(以下「審査の申立てをされた議員等」という。)」に、「当該議員」を「当該審査の申立てをされた議員等」に、「行為規範」を「行為規範等」に改め、同条に次の二項を加える。

二 審査会は、前項の勧告を二以上併せて行うことができる。

三 審査会は、審査の申立てをされた議員等に対し第一項の勧告を行わない場合において、当該審査の申立てをされた議員等の名譽を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

第六条中「十一人」を「二十五人」に改める。

第十条第一項中「審査の申立てをされた議員」を「審査の申立てをされた議員等」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 審査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。

二 会長は、審査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができる。

第十五条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に、「委員」を「出席委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「議員」を「議員等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二条第三項及び前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条中「審査の申立て」を「第二条の申立て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 審査会は、第二条の二の申出に係る事案の審査をしようとするときは、まず、当該申出をした議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第十八条中「議員」を「議員等」に改める。

第二十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、第二条の二の申出をした議員から参考人の出頭を求めるよう申出があつたときは、正当の理由がある場合を除き、これに応ずるものとする。

第二十一条に次の一項を加える。

4 第二項の申出をした議員は、当該申出に係る参考人に対して質疑することができる。ただし、参考人が当該議員に質疑することはできない。

第二十二條中「第三条」を「第三条第一項」に、「議員」を「議員等」に改める。

第二十三條第一項中、議員のほかを削り、同条第二項中「議員の傍聴を許さない」を「議員その他の者の傍聴を許す」に改め、同条に次の一項を加える。

3 審査会は、審査の申立てをされた議員等から議員その他の者の傍聴を許し又は許さないことを求められたときは、これを尊重するものとする。

第二十五條第一項中「委員」を「幹事」に改める。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録（議員に

のみ傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。）については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、審査会は、審査の終了していない事案に係る会議録を除き、その決議により会議録の閲覧を許すことができる。

3 第一項本文の規定にかかわらず、議員にのみ傍聴を許すものとされた審査会の会議録について議員からその閲覧を求められたときは、審査会は、審査に支障のない限り、その閲覧を許すものとする。

4 会議録の閲覧は、会長が指定する場所において行わなければならない。

理 由

政治倫理審査会の審査を充実させる等のため、政治倫理審査会の審査対象の拡大、審査開始の議決要件の緩和、議員の申出に基づく審査制度の創設、委員数の増員、勧告要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

平成四年十二月二日印刷

平成四年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局